

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針

いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 令和 3 年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日 最終改正：令和 5 年 12 月 22 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課）に基づき、公的研究費の管理・監査に関する規程第 15 条 1 項に規定する不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を以下のとおり策定する。

1. 不正な取引に関与した業者への取引停止の処分

不正な取引に関与した業者は 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により JSCP の研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止の処分の決定方法

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分は、統括管理責任者が調査の上、決定する。調査にあたっては、不正な取引に関与した職員及び業者からの事情聴取の機会を設けるものとする。

3. 不正防止対策に関する方針

・不正を事前に防止するため、JSCP の全ての職員に対して、公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任を理解させるためのコンプライアンス教育を実施する。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 令和 3 年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日 最終改正：令和 5 年 12 月 22 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課）を遵守し、不正防止対策を継続的に改善する。

4. 不正防止対策に関するルールについて

- ・取引業者に対し、不正防止対策を周知徹底する。
- ・取引業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。
- ・不正な取引に関与した業者に対する取引停止処分を行う。

5. 取引業者への不正防止対策の周知

①周知内容

- ・「公的研究費等不正防止計画」（今年中に作成予定）
- ・業者用誓約書の提出

②周知方法

- ・担当者への説明
- ・文書配布

・JSCP ホームページに掲載する。

③周知する時期及び回数

・業者との取引を開始する前（契約する前）に都度

6. 取引業者に提出を求める誓約書

取引業者に対し、一定の取引実績（回数・金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める。

誓約書には以下の内容を含めるものとする。

- ① JSCP の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿その他の資料の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正に関与していることが認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ④ JSCP の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

【提出を求める業者の選定基準】

－選定基準：100 万円以上の取引を行う全ての業者。ただし、下記の者を除く。

ア) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関

イ) 学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人

（ただし、認定特定非営利活動法人に限る）

ウ) 国際組織、外国企業等

エ) 電気、ガス、水道、通信事業者、郵便事業者等

オ) 弁護士（法律事務所）、弁理士（特許事務所）、公認会計士（会計事務所）、
税理士（税務事務所）等

カ) 商取引を業としていない個人

キ) 対象になじまない業種等（例・取り扱う商品ないし役務の対価が確定しており、その対価で取引が実施されることが通常である業種等）

－上記基準を定めた理由：取引金額が僅少の場合はリスクが少なく、また当該取引業者の種類や取り扱い業務等によっては、定型的にリスクが少ないと考えられるため。

・提出を求める時期及び回数は、以下のとおりとする。

－時期：公的研究費による研究課題の採択決定、研究委託の決定又は補助金の支給決定等がなされた後、契約を締結し、取引を開始する前に行う。

－回数：新規業者は該当する都度とし、既提出業者については契約手続き等の見直しに伴い必要があればその都度提出する。